

令和4年3月2日

道路局 高速道路課

「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」
の期間の延長及び適正化措置について

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、復興に向けた取組が進む一方、引き続き避難されている方がいる状況等を踏まえ、当面、令和5年3月31日（金）まで延長します。

また、制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度趣旨に合った適切な利用となるよう、対象車種を中型車以下に限定します。

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年4月1日より、原発事故により政府として避難を指示又は勧奨している区域等にお住まいであった避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象に実施しているところです。

本措置は令和4年3月末まで実施することとしていましたが、復興に向けた取組が進められる一方、引き続き避難されている方がいる状況等を踏まえ、当面、令和5年3月末まで期間を延長します。

なお、一部の利用者において、業務や営業目的と思われる利用など制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度の趣旨に合った適切な利用となるよう、昨年より検討しておりましたが、検討の結果、令和4年4月1日から、対象車種を「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」といたします。

また、本措置の適正な運用については、引き続き検討を行ってまいります。

問い合わせ先：

国土交通省道路局高速道路課

企画官 榎島 爲朗（内線：38332）

課長補佐 相馬 知典（内線：38322）

（代表）TEL 03-5253-8111 （課直通）TEL 03-5253-8500、FAX 03-5253-1619

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置

1. 対象車両

- ①対 象 者：原発事故による避難者（被災時に警戒区域等^{※1}を生活の本拠としていた方、及び居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方）
- ②対象車種：中型車以下（生活再建に向けた一時帰宅等のために使用する避難者が運転又は同乗している車両）
- ③対象走行：福島県内等の対象インターチェンジを入口又は出口とする走行

- ・ 出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・ 入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・ ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC（ETC専用IC）から出入りした場合は無料となりません。
- ・ 首都高速、東京外環道など、東北地方のNEXCO路線と一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている、又はされていた区域

2. 対象インターチェンジ

路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、桑折ジャンクション、福島飯坂、福島ジャンクション、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、矢吹、白河、加須 ^{※2}
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、新地、相馬、南相馬、浪江、常磐双葉、大熊、常磐富岡、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯本、いわき勿来、桜土浦 ^{※2}

（※2）福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

3. 出口料金所で提示が必要なもの

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、東日本高速道路株式会社が発行する「ふるさと帰還通行カード」の提示が必要となります。

対象インターチェンジ

●：対象インターチェンジ

●：特定避難勧奨地点

被災当時の避難区域等

帰還困難区域等(令和2年3月10日時点)



制度本来の趣旨・目的に沿わない利用とみられる事例

○トラック等により短距離かつ多頻度に利用されている事例

【車両写真】



区間	回数/年
浪江⇄相馬	961
南相馬⇄相馬	586
浪江⇄南相馬	169
南相馬⇄新地	99
浪江⇄新地	78
その他	78
計	1,971

※同一利用者による1年間の利用実態

○現住所と被災時居住地が一致している方が、全国各地への移動に利用されている事例



※同一利用者による1年間の利用実態